

(参考) 都市計画マスタープラン及びまちづくり方針で掲げる各ゾーンの用途一覧

区域	用途	用途の内容	具体的例示
センターコア・ゾーン	商業施設	商品の売買やサービスなど、商品の提供を行うことを目的とする施設	物品販売業を営む店舗、飲食店、アンテナショップ、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、その他これらに類するもの
	業務施設	主たる管理的な事務を取り扱う事務所、又は法律・会計・設計などの専門的業務サービスを行う事業所	事務所、官公庁施設その他これらに類するもの
	文化交流施設	新たな都市文化を育み発信する場となる施設及び人々が交流する場となる施設	会議室、貸会議室、ホール、劇場、美術館、図書館、歴史的建造物等保全・活用施設、ショールーム、メディアセンター、大学、ビジネススクール、カルチャースクール、ホテル、旅館、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、屋内貫路、その他これらに類するもの
	生活支援施設	都市生活や都市活動を快適に行えるよう支援する施設	病院、診療所、市役所窓口、郵便局、銀行の支店、旅行代理店、損保代理店、日用品の販売を主たる目的とする店舗、保育所、老人デイサービス施設、その他これらに類するもの
	産業支援施設	新しい産業・企業の創出育成を目的とする施設及び先端技術産業等の研究開発を進める施設	SOHO、インキュベートオフィス、相談センター、研究所、技術開発センター、情報センター、その他これらに類するもの
複合商業・業務ゾーン	商業施設	商品の売買やサービスなど、商品の提供を行うことを目的とする施設	物品販売業を営む店舗、飲食店、アンテナショップ、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、その他これらに類するもの
	業務施設	主たる管理的な事務を取り扱う事務所、又は法律・会計・設計などの専門的業務サービスを行う事業所	事務所、官公庁施設その他これらに類するもの
	産業支援施設	新しい産業・企業の創出育成を目的とする施設及び先端技術産業等の研究開発を進める施設	SOHO、インキュベートオフィス、相談センター、研究所、技術開発センター、情報センター、その他これらに類するもの
複合市街地ゾーン	商業施設	商品の売買やサービスなど、商品の提供を行うことを目的とする施設	物品販売業を営む店舗、飲食店、アンテナショップ、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、その他これらに類するもの

複合市街地ゾーン	文化交流施設	新たな都市文化を育み発信する場となる施設及び人々が交流する場となる施設	会議室、貸会議室、ホール、劇場、美術館、図書館、歴史的建造物等保全・活用施設、ショールーム、メディアセンター、大学、ビジネススクール、カルチャースクール、ホテル、旅館、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、屋内貫通通路、その他これらに類するもの
	生活支援施設	都市生活や都市活動を快適に行えるよう支援する施設	病院、診療所、市役所窓口、郵便局、銀行の支店、旅行代理店、損保代理店、日用品の販売を主たる目的とする店舗、保育所、老人デイサービス施設、その他これらに類するもの
西八王子駅周辺ゾーン	商業施設	商品の売買やサービスなど、商品の提供を行うことを目的とする施設	物品販売業を営む店舗、飲食店、アンテナショップ、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、その他これらに類するもの
	業務施設	主たる管理的な事務を取り扱う事務所、又は法律・会計・設計などの専門的業務サービスを行う事業所	事務所、官公庁施設その他これらに類するもの
	生活支援施設	都市生活や都市活動を快適に行えるよう支援する施設	病院、診療所、市役所窓口、郵便局、銀行の支店、旅行代理店、損保代理店、日用品の販売を主たる目的とする店舗、保育所、老人デイサービス施設、その他これらに類するもの
甲州街道沿道ゾーン	商業施設	商品の売買やサービスなど、商品の提供を行うことを目的とする施設	物品販売業を営む店舗、飲食店、アンテナショップ、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、その他これらに類するもの
	業務施設	主たる管理的な事務を取り扱う事務所、又は法律・会計・設計などの専門的業務サービスを行う事業所	事務所、官公庁施設その他これらに類するもの